

福岡県公報

平成17年10月3日
第2444号

目次

告示(第1840号-第1846号)

- 平成17年度福岡県文化賞被表彰者の決定 (生活文化課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 国土調査の成果の認証 (農地計画課) 2
- 貸金業者の営業の不確知 (経営金融課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3

公告

- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 3

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (地方課) 5
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数 (地方課) 5
- 県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (地方課) 5

告示

福岡県告示第1840号

福岡県文化賞表彰規程(平成5年8月福岡県告示第1254号の2)第4条の規定に基づ

き、平成17年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同規程第5条第2項の規定により告示する。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	画家・版画家 川原田徹
交 流 部 門	劇団 劇団道化
社 会 部 門	音楽文化団体 ブリヂストン吹奏楽団久留米
社 会 部 門	口演童話家 本村義雄
特 別 部 門	彫刻家 豊福知徳

福岡県告示第1841号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員(メートル)	延長(メートル)
福 岡	県 道	飯 塚 大野城線	前	糟屋郡宇美町大字宇美3948番14先から同郡同町大字宇美3941番1先まで	7.5 ~ 23.5	158.0
			後	同上	11.0 ~ 55.0	150.0

福岡県告示第1842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
前 原	県 道	前 原 線 富 士 線	前	前原市大字本1533番1先から 同市大字本1531番先まで	12.0 ～ 14.4	52.7
			後	同上	11.4 ～ 15.0	

福岡県告示第1843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年10月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
前 原	前 原 線 富 士 線	前原市大字本1533番1先から 同市大字本1531番先まで

福岡県告示第1844号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行なった期間	成果の名称	調査を行なった地域	認証年月日
北九州市	平成14年度から 平成16年度まで	地籍図及び地籍簿	長野本町一・四丁目の各一部 津田一・三丁目、 曾根新田南一～四丁目、 大字曾根新田、 上曾根新町の各一部	平成17年9月8日

福岡県告示第1845号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称	氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
博多シティローン	西 達也	福岡市中央区清川3丁目 14番7号 ファーストビル 405号室	福岡県知事 (1)第07854号	平成14年11月15日
渡部総業	渡部 文夫	福岡市東区香住ヶ丘3丁目 25番32号 崎村第3ビル 302号	福岡県知事 (1)第07878号	平成14年12月16日
優親ライフクレジット	東 秀治	福岡市東区唐原4丁目6 番11号 コーポヨシミ106 号室	福岡県知事 (1)第07886号	平成14年12月16日

村田商事	村田 早苗	田川郡川崎町大字川崎617番地2	福岡県知事 (1)第07892号	平成15年1月15日
月花	武田 直美	久留米市三潞町草場457番地2	福岡県知事 (1)第07894号	平成15年1月15日
ベストライフ	吉田 禎昭	福岡市東区香椎駅前1丁目3番15号 香椎エクセル13 704号	福岡県知事 (1)第07934号	平成15年3月17日
MT	水野 良	中間市朝霧1丁目19番22号	福岡県知事 (1)第08073号	平成15年9月16日
	大山 和徳	北九州市若松区青葉台南2丁目20番13号	福岡県知事 (1)第08091号	平成15年9月16日

福岡県告示第1846号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	才 田 筑前内野線 停 車 場	前	嘉穂郡桂川町大字内山田838番2先から 同郡同町大字内山田507番1先まで	5.2 ～ 44.4	540.0
			後	同上	8.4 ～ 43.6	524.1

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年10月3日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア フラットファイル（A4版 背1.5cm 印刷有）	40,000冊
イ フラットファイル（A4版 背3.0cm 印刷有）	16,500冊
ウ フラットファイル（A4版 背6.0cm 印刷有）	11,500冊

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成17年11月30日（水）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成17年10月13日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文 具	AA、A、B
01	02	事 務 機 器	AA、A、B
03	01	軽 印 刷	AA、A、B

03	02	活版印刷	AA、A、B
03	02	製本	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2234
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
 - (1) 期間等
平成17年10月3日（月）から平成17年10月13日（木）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
 - (1) 提出場所
4の部局とする。

- (2) 受領期限
平成17年10月13日（木）午後5時15分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所
福岡県警察本部総務部会計課入札室
 - (2) 日時
平成17年10月14日（金）午前10時30分
- 10 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成17年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,204

福岡県選挙管理委員会告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求、同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成17年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

743,363

福岡県選挙管理委員会告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会議員の解散の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成17年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年10月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	31,035
北九州市小倉北区	49,780
北九州市小倉南区	57,370
北九州市若松区	23,974
北九州市八幡東区	21,383
北九州市八幡西区	69,619
北九州市戸畑区	17,516
福岡市東区	69,837
福岡市博多区	50,126
福岡市中央区	43,958
福岡市南区	65,244
福岡市城南区	32,586
福岡市早良区	54,732
福岡市西区	47,183
大牟田市・三池郡	41,013
久留米市	62,748
直方市	16,222
飯塚市	21,676
田川市	14,463
柳川市	11,011
甘木市	11,443
八女市	10,368
筑後市	12,590
大川市	10,974
行橋市	19,211
中間市	13,313
小郡市・三井郡	23,880

筑紫野市	25,521
春日市・筑紫郡	40,282
大野城市	24,055
宗像市	22,181
太宰府市	18,040
前原市・糸島郡	26,197
古賀市	14,693
糟屋郡	53,685
宗像郡	18,236
遠賀郡	26,724
鞍手郡	16,476
嘉穂郡・山田市	32,112
朝倉郡	13,674
浮羽郡	14,738
三潞郡	11,845
八女郡	15,049
山門郡	17,527
田川郡	25,454
京都郡	15,528
築上郡・豊前市	18,137